

少年のみちびき

令和6年中の少年非行・被害実態



福岡県けいさつ

はじめに（「少年のみちびき」の刊行に当たって）

福岡県警察本部
生活安全部少年課

まとの
課長 的野 史孝



福岡県警察では、県民の安全・安心の確保に向けて、少年警察活動を推進するとともに、日々変化していく事案に着実に取り組んでいるところであります。

しかしながら、刑法犯少年は戦後最少であった令和3年から3年連続で増加しているほか、児童虐待、大麻乱用、インターネット利用に起因する非行・犯罪被害は依然として後を絶たず、少年を取り巻く環境は予断を許さない状況であり、最近では、SNS等で結びつき、広域的に強盗等を敢行する匿名・流動型犯罪グループに少年が利用され、言わば「使い捨て」にされている実態が認められています。

いかなる状況であっても、全ての少年が夢や希望を持ち笑顔で暮らせる社会の実現は県民の願いであり、少年の非行・犯罪被害の防止は、警察、市町村、学校、ボランティア、地域住民等が緊密に連携し、社会全体で「少年の規範意識の向上」と「社会との絆の強化」に取り組んでいくことが必要であります。

この「**少年のみちびき**」は、県民の皆様方に少年問題の現状を理解していただくため、非行・犯罪被害の概要や警察の取組等を分かりやすくまとめたものです。

少年の規範意識を育み、健やかな成長に向けた支援のための資料としてご活用していただければ幸いです。

表紙は博多人形師・植木進氏の作品「**お山の大将**」です。

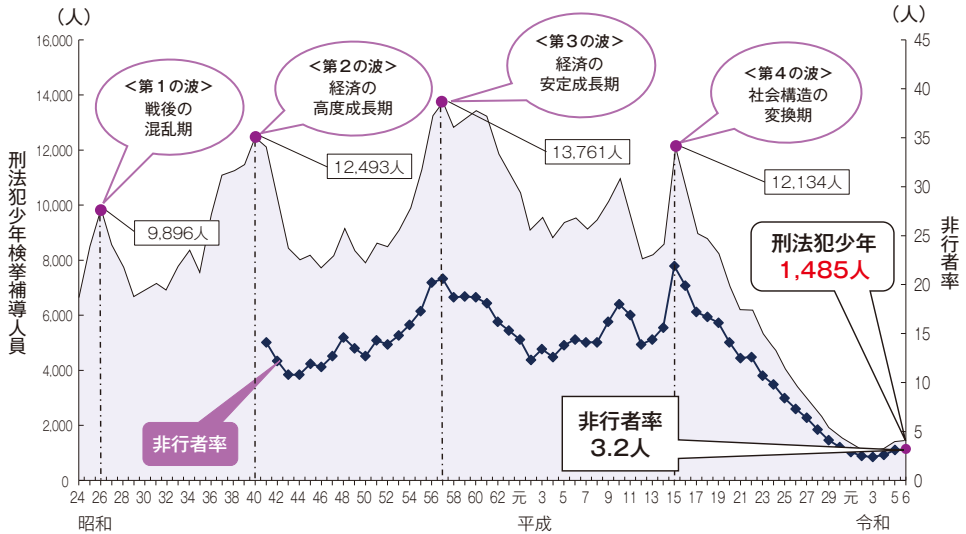
福岡県の少年非行の移り変わり	1
少年非行の現状	2
■刑法犯少年検挙補導人員の推移	3
■再犯者の推移	3
■刑法犯検挙補導人員全体に占める少年の割合	4
■不良行為少年の実態	4
刑法犯少年	5
■罪種別	5
・凶悪犯	5
・粗暴犯・窃盗犯	6
■学職別・年齢別	7
■初発型非行	8
・万引き	8
・乗り物盗・占有離脱物横領	9
■少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実	10
特別法犯少年	12
■法令別	12
■少年の薬物乱用の推移	12
・大麻乱用少年	13
・大麻乱用の実態	13
■薬物乱用防止対策	14
少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）等	15
■法令別	15
・検挙件数・検挙人員	15
■福祉犯の被害少年	16
・法令別・学職別	16
■児童ポルノ事犯の現状	17
■性的な画像の撮影に関する被害の現状	18
■SNSに起因する事犯の被害児童の現状	19
■インターネット利用に係る保護者が知っておきたいポイント	20
■インターネット利用に係る被害から子どもを守るための取組	22
暴走族少年	22
児童虐待	23
警察における主な取組	24
■有害環境の浄化対策	24
■スクールサポーター制度	25
■少年サポートセンターを中心とした活動	26
■少年警察ボランティアの活動	28
■少年健全育成ボランティア大会	29
■少年柔道・剣道研修	29
■少年警察学生サポーターによる活動	29
■少年事件手続きの流れ（概要）	30
統計資料	32
■刑法犯少年の居住地別検挙補導状況	32
■刑法犯少年の非行地別検挙補導状況	34

用語の説明

- **少年**
20歳未満の者をいいます。
- **児童**
18歳未満の者をいいます。
- **非行少年**
犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年のことをいいます。
- **犯罪少年**
罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
- **触法少年**
刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。
- **ぐ犯少年**
次の4項目のいずれかに該当し、かつ、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。
 - ・ 保護者の正当な監督に服しない性癖があること
 - ・ 家出など、正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
 - ・ 暴力団員など、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りすること
 - ・ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があること
- **刑法犯少年**
刑法に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした犯罪少年、触法少年をいいます。
- **特別法犯少年**
刑法及び交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯した犯罪少年、触法少年をいいます。
- **不良行為少年**
犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、家出、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。
- **被害少年**
犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいいます。

福岡県の少年非行の移り変わり

戦後の少年非行は、その時代の社会情勢の変化を背景に、4つの大きなうねりを見せながら推移し今日に至っています。



※ 非行者率とは、10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙補導人員をいいます。

昭和26年をピークとする第1の波

(戦後の混乱期)

昭和26年を中心とした時期で、戦後の社会的混乱や経済的困窮といった社会情勢を反映して、年長少年による窃盗などの財産犯が多発した時期です。

昭和40年をピークとする第2の波

(経済の高度成長期)

昭和40年を中心とした時期で、戦後ベビーブームに生まれた子どもたちが思春期となり、加えて急速な経済成長に伴う都市化の進展、享楽的風潮などの社会構造の変化を背景に少年非行も量的に急増したほか、凶悪犯、粗暴犯が多発した時期です。

昭和57年をピークとする第3の波

(経済の安定成長期)

昭和57年を中心とした時期で、経済的に一層豊かになるとともに、核家族化、価値観の多様化、享楽的風潮などが進み、校内暴力や低年齢層の少年による遊び感覚の初発型非行が多発した時期です。

平成15年をピークとする第4の波

(社会構造の変換期)

バブル経済が崩壊し、社会全体の規範意識や地域連帯意識が低下し、ひったくりや万引きが急増したほか、集団による凶悪事件が多発した時期です。

少年非行の現状

令和6年中に県内で検挙補導された非行少年は1,763人で、横ばいに推移しています。

区分	年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
非行少年		1,503	1,469	1,493	1,765	1,763
	うち女子	208	198	196	232	297
刑法犯少年		1,159	1,111	1,213	1,452	1,485
	うち女子	169	153	174	208	269
犯罪少年		940	778	881	1,012	1,097
	うち女子	119	108	109	129	155
触法少年		219	333	332	440	388
	うち女子	50	45	65	79	114
特別法犯少年		332	344	276	311	275
	うち女子	37	39	19	22	26
犯罪少年		307	305	217	284	233
	うち女子	32	31	13	16	23
触法少年		25	39	59	27	42
	うち女子	5	8	6	6	3
ぐ犯少年		12	14	4	2	3
	うち女子	2	6	3	2	2

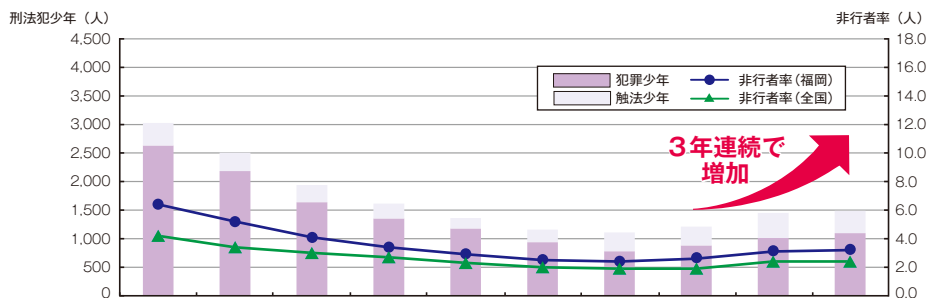
※ 検挙補導とは、「検挙（犯罪少年）」「補導（触法少年）」をいいます。

単位／人

刑法犯少年検挙補導人員の推移

令和6年中、刑法犯で検挙補導された少年は、1,485人と前年に比べ33人増加しています。

全国的に見ると、検挙補導人員は全国第6位であり、非行者率は全国第13位となっています。



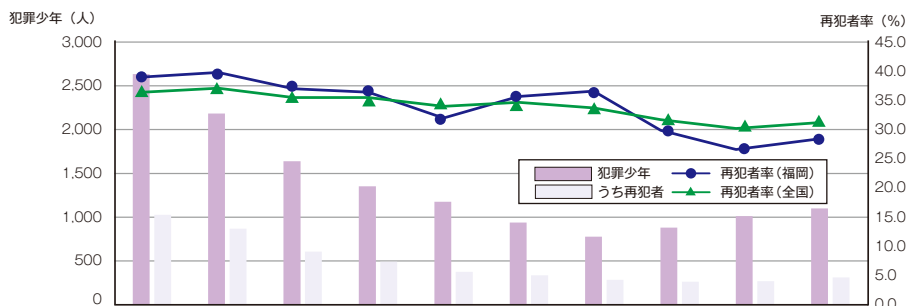
福 岡	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合 計	3,028	2,506	1,941	1,615	1,363	1,159	1,111	1,213	1,452	1,485
犯罪少年	2,633	2,185	1,640	1,353	1,178	940	778	881	1,012	1,097
触法少年	395	321	301	262	185	219	333	332	440	388
非行者率	6.4	5.2	4.1	3.4	2.9	2.5	2.4	2.6	3.1	3.2

全 国	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合 計	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675
非行者率	4.2	3.4	3.0	2.7	2.3	2.0	1.9	1.9	2.4	2.8

※ 非行者率とは、10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙補導人員をいいます。

再犯者の推移

令和6年中、刑法犯少年の再犯者は311人と前年に比べ42人増加したほか、再犯者率は28.4%と前年から増加しました。



区分	年別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
犯罪少年		2,633	2,185	1,640	1,353	1,178	940	778	881	1,012	1,097
うち再犯者		1,026	870	606	492	377	336	285	263	269	311
再犯者率(福岡)		39.0	39.8	37.0	36.4	32.0	35.7	36.6	29.9	26.6	28.4
再犯者率(全国)		36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7	30.2	31.2

※ 再犯者とは、刑法犯少年のうち犯罪少年であって、初犯者以外の者をいいます。
 ※ 再犯者率とは、犯罪少年の総数に占める再犯者(初犯者以外)の割合をいいます。

刑法犯検挙補導人員全体に占める少年の割合

20歳以上の者を含めた刑法犯の検挙補導人員（9,711人）のうち、少年は15.3%（前年比：-0.2ポイント）を占めています。

区分	年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総数		9,652	9,441	8,891	9,363	9,711	239	2,815	4,666	349	472	1,170
20歳以上の者		8,493	8,330	7,678	7,911	8,226	199	2,550	3,884	327	412	854
少年		1,159	1,111	1,213	1,452	1,485	40	265	782	22	60	316
少年の占める割合(%)		12.0%	11.8%	13.6%	15.5%	15.3%	16.7%	9.4%	16.8%	6.3%	12.7%	27.0%

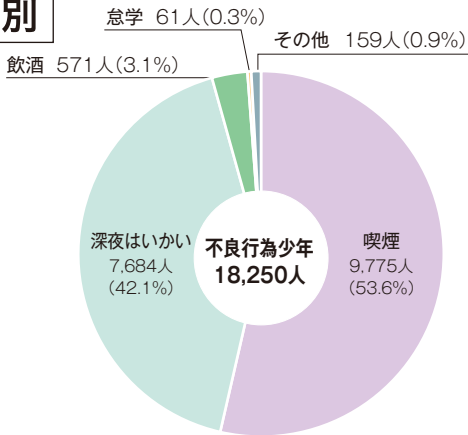
※ 占有離脱物横領罪はその他に含まれます。

単位/人

不良行為少年の実態

不良行為で補導された少年は18,250人で、喫煙と深夜はいかいが中心となっています。

行為別



見逃さないで 少年からのSOS

少年は、「困っている」「つらい」「寂しい」という思いを言葉にして伝えられず、問題行動という形で「SOS」を出すことがあります。

少年の問題行動は、思春期になって突然起こるわけではありません。

少年に起きる様々な困った行動に対し、**少年のSOS**に気づくことが、非行を防ぐ大きな第一歩になります。

※ その他には、「金品持ち出し」、「家出」、「無断外泊」、「不健全性的行為」等が含まれます。

※ 令和4年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されていますが、喫煙と飲酒を禁止する年齢は同法の施行後も引き続き20歳未満となります。

学職別	年別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子	
総数		26,388	3,568	21,732	3,175	20,541	3,091	20,259	3,181	18,250	2,780
小学生		68	25	68	26	69	21	73	21	94	52
中学生		1,765	492	1,335	302	2,150	426	2,371	549	2,272	565
高校生		9,538	1,404	8,052	1,371	7,440	1,255	7,429	1,348	6,486	1,119
その他		1,817	195	1,878	270	1,748	232	1,400	175	1,151	111
有職少年		7,223	554	5,690	422	4,904	399	4,826	384	4,545	343
無職少年		5,977	898	4,709	784	4,230	758	4,160	704	3,702	590

※ 学職別のその他は、大学生、専修学校生をいいます。

単位/人

刑法犯少年

罪種別

罪種別 学職別	総 数	凶 悪 犯					粗 暴 犯					窃 盗 犯				知 能 犯				風 俗 犯				そ の 他	
		殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	暴 行	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	窃 盗 犯	知 能 犯	詐 欺	横 領	偽 造	風 俗 犯	わ い せ つ	面 会 要 求 等	性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	そ の 他	占 有 離 脱 物 横 領			
令和5年	1,452	37	2	15	3	17	290	121	137	16	16	746	31	31		56	52		4	292	128				
令和6年	1,485	40	3	19	3	15	265	113	124	10	18	782	22	21	1	60	34	2	24	316	157				
小学生	212	4			1	3	36		24	9	2	1	137	1	1		5	5			29	10			
中学生	398	4	1	1		2	85		42	35	6	2	198	2	2		18	15		3	91	30			
高校生	476	18	2	9	2	5	58		23	30		5	250	11	11		20	8	1	11	119	71			
その他	102	1				1	8		4	2	2		47				8			8	38	32			
有職少年	184	6		4		2	56		15	36		5	93	1	1		6	3	1	2	22	9			
無職少年	113	7		5		2	22		5	12		5	57	7	6	1	3	3			17	5			

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」は「不同意性交等」に、「強制わいせつ」は「不同意わいせつ」に変更されました。 単位/人

凶悪犯

凶悪犯は40人で、前年に比べ3人増加(+8.1%)しています。

うち、強盗は19人で、前年に比べ4人増加(+26.7%)、不同意性交等は15人で前年に比べ2人減少(-11.8%)しています。

罪種別	年別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子		
総数		22	1	20	1	33	1	37	2	40	3
殺人		2		2		2	1	2		3	1
強盗		5		5		12		15	2	19	2
放火		5	1	2	1	8		3		3	
不同意性交等		10		11		11		17		15	

単位/人

県内の事例

～少年による刃物使用の強盗未遂事件～

15歳と16歳の少年が、大型商業施設で、見ず知らずの中学生4名に対しナイフを突きつけるなどして金銭を要求したが、施設の警備員が声を掛けたため、その目的を遂げなかった強盗未遂事件を検挙した。



粗暴犯

粗暴犯は265人で、前年に比べ25人減少（-8.6%）しています。

うち、傷害は124人で、前年に比べ13人減少（-9.5%）、暴行は113人で、前年に比べ8人減少（-6.6%）しています。

年別 罪種別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	
総数	223	20	208	20	220	25	290	33	265	37
凶器準備集合										
暴行	87	11	69	6	94	15	121	18	113	16
傷害	88	6	112	12	112	9	137	15	124	19
脅迫	9	1	14	1	10	1	16		10	1
恐喝	39	2	13	1	4		16		18	1

単位/人

県内の事例

～中学生による傷害(対教師暴力)事件～

15歳の男子中学生が、女性教諭から生活態度を注意されたことに腹を立て、同女性教諭の頭に膝蹴りするなどして、怪我をさせた傷害事件を検挙した。



窃盗犯

窃盗犯は782人で、前年に比べ36人増加（+4.8%）しており、刑法犯少年全体の52.7%を占めています。

手口別では、万引きが371人で窃盗犯の47.4%と最も多くなっています。

年別 罪種別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	
総数	563	104	520	83	586	100	746	137	782	193
万引き	288	76	266	64	262	75	393	109	371	141
自転車盗	103	8	117	5	141	10	181	8	232	32
オートバイ盗	42		26		54	3	54	5	45	3
空き巣	11	2	10	1	10	1	12		9	2
その他	119	18	101	13	119	11	106	15	125	15

※ その他には、「置引き」、「職場ねらい」、「車上ねらい」、「色情ねらい」、「部品ねらい」等が含まれます。

単位/人

県内の事例

～無人販売店で万引きした中学生を検挙～

14歳の男子中学生が、無人販売店でアイスクリームを大量に万引きした窃盗事件を検挙した。

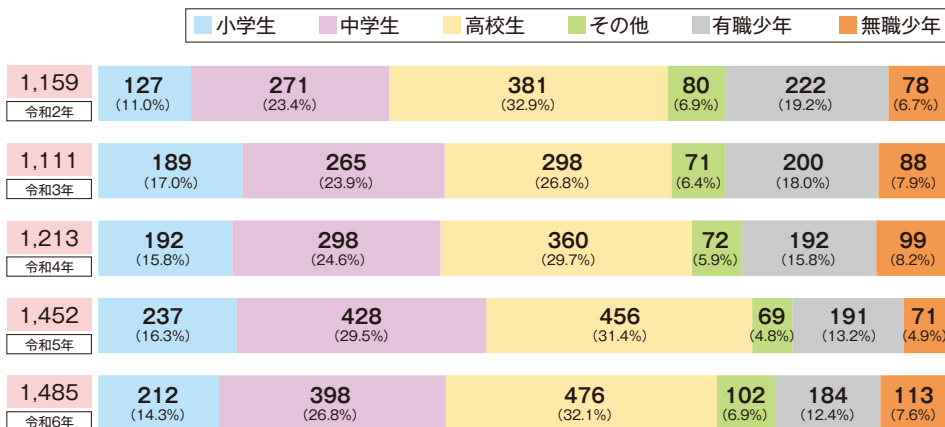
少年は「お金を持っておらず、お腹が減ったので万引きした」と話した。



学職別・年齢別

■学職別

学職別では、高校生が476人（32.1%）と最も多く、次いで中学生の398人（26.8%）の順となっています。中・高校生が刑法犯少年全体の58.9%を占めています。

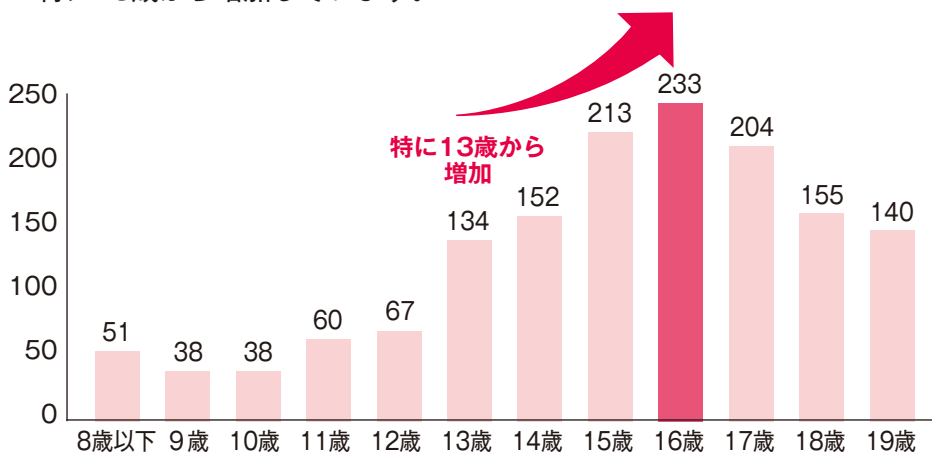


単位/人

■年齢別

年齢別では、16歳が233人（15.7%）と最も多く、次いで15歳の213人（14.3%）、17歳の204人（13.7%）の順となっています。

特に13歳から増加しています。



単位/人

初発型非行

少年非行の入り口といわれる初発型非行で検挙補導された少年は805人で、前年に比べ49人増加（+6.5%）しており、刑法犯少年全体の54.2%（前年比：+2.1ポイント）を占めています。

区分	年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比
刑法犯少年検挙補導人員		1,159	1,111	1,213	1,452	1,485	33
初発型非行合計		569	514	590	756	805	49
万引き		288	266	262	393	371	-22
オートバイ盗		42	26	54	54	45	-9
自転車盗		103	117	141	181	232	51
占有離脱物横領		136	105	133	128	157	29
刑法犯少年総数に占める割合（%）		49.1%	46.3%	48.6%	52.1%	54.2%	2.1ポイント

単位/人

初発型非行とは！

「万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領」の総称

単純な動機から安易に行われ、非行の深度が比較的浅いものが多く、早期に発見し、適切な指導がなされないと非行が悪質化、深刻化していきます。

万引き

万引きで検挙補導された少年は371人で、前年に比べ22人減少（-5.6%）しています。

学職別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	
万引き総数	288	76	266	64	262	75	393	109	371	141
小学生	45	22	75	17	53	17	88	32	89	49
中学生	78	22	56	10	70	20	114	33	96	49
高校生	94	22	75	19	61	15	105	25	113	19
その他	14	1	6		8	1	10	3	13	6
有職少年	40	6	27	8	36	8	45	5	34	9
無職少年	17	3	27	10	34	14	31	11	26	9
少年の窃盗犯に占める割合（%）*	51.2%	73.1%	51.2%	77.1%	44.7%	75.0%	52.7%	79.6%	47.4%	73.1%

* 窃盗犯で検挙補導された少年の総数に占める割合をいいます。

単位/人

万引きの特徴！

👉 低年齢化

万引きで検挙補導された少年のうち、小学生の占める割合が高くなっています。
 （小学生の占める割合：令和元年 9.5%⇒令和6年 24.0%）

👉 常習化

手段も容易で、仲間と犯行を繰り返すうちに常習化し、盗む数が増えるなど、犯行の内容がエスカレートすることがある。

万引きは犯罪！

👉 規範意識の醸成

「欲しかったから」、「友達と面白半分やった」、「ゲーム、スリルのため」等、身勝手な理由から行われるものが多く、幼少期から「してはいけないこと」や「我慢すること」などをしっかり身につけさせる。

👉 再犯防止に向けて

なぜ、万引きをしてしまったのか、その理由をしっかりと聞き出して、こどもの不安を取り除き、再犯防止に努める。

■ 乗り物盗

乗り物盗で検挙補導された少年は282人で、前年に比べ47人増加(+20.0%)しています。

学職別	年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
		総数	148	150	196	235	282	232	45
	小学生	7	18	13	16	25	23		2
	中学生	33	45	47	79	70	55	15	
	高校生	65	49	93	97	116	99	15	2
	その他	14	12	6	16	23	23		
	有職少年	18	20	20	21	31	22	9	
	無職少年	11	6	17	6	17	10	6	1

単位/人

CHECK!

**盗難防止こそ、
非行防止の決め手！**

- 👉 二重ロックの徹底(ワイヤー錠、U字ロック等)
- 👉 防犯登録の申請
- 👉 駅、マンション等管理された場所であっても確実にロックする

■ 占有離脱物横領

占有離脱物横領で検挙補導された少年は157人で、前年に比べ29人増加(+22.7%)しています。

学職別	年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	自転車	オートバイ	その他
		総数	136	105	133	128	157	139	2
	小学生	1	8	7	9	10	6		4
	中学生	29	23	27	28	30	27	1	2
	高校生	69	42	61	62	71	68	1	2
	その他	21	19	24	19	32	28		4
	有職少年	12	12	10	8	9	5		4
	無職少年	4	1	4	2	5	5		

単位/人

CHECK!

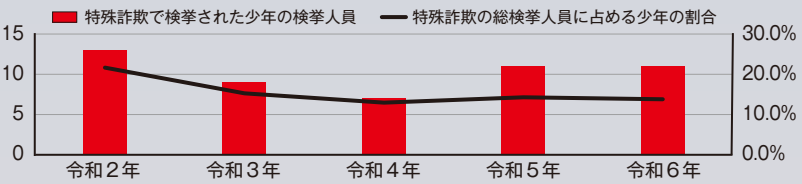
道路や駐車場などに放置してある、つまり持ち主の占有を離れているものを**占有離脱物**といい、これを、「捨ててあったから・・・」等と勝手に判断し乗り回すことは、**犯罪(占有離脱物横領罪)**になります。

少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実

～それ、「バイト」ではなく「犯罪」です！！～

SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、特殊詐欺などの犯罪をさせる行為が横行しています。

楽に稼げると思い、身分証などの個人情報を送ると、脅されるなどして、犯罪に加わることを断れない状況にされます。少年であってもこのような犯罪に加われば**捕まります**。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	13人	9人	7人	11人	11人
少年の割合	21.7%	15.3%	13.0%	14.3%	13.8%

※ 「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称(オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺など)です。

CASE

楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…

たくさん稼げる！簡単な仕事
 ☆初心者大歓迎☆
 ●今後はシグナル、テレグラムで連絡いたします♪
 ●身分証明書の写真を送ってください♪

応募

ラクに稼ごうでいいじゃん！

強盗をやれ。お前の住所は分かっている。逃げたら家族がどうなるか分かるよな。

ええ!? そんなのやりたくない
でも断ったら家族に危険がどうしよう!!

後日…

凶悪な犯罪者として逮捕!

やってしまった

犯罪に加担せずに済んだ!

身近な大人に相談した

県内の事例

～18歳女子高校生による特殊詐欺加担事件～

18歳の女子高校生が、スマートフォンのアプリから、アルバイトに応募をしたところ、詐欺グループに加担させられ、受け子、出し子として稼働していたことから、詐欺事件で検挙した。



検挙された少年たちの声・・・

脅されて
抜け出せなかった

警察に捕まるのが
怖かった



闇バイトに
手を染めると、
必ず捕まる

誰かに相談すれば
よかった

加担防止3か条

- SNSでの仕事の募集に **応募しない!**
- 誘われたら、**はっきりと断る!**
- 家族、身近な人、警察に **すぐに相談する!**



「Delete(消去)したい過ち」～闇バイトに潜む罠～▶
加担防止のための啓発動画を福岡県警察ホームページに掲載しています。



応募してしまったら相談を!!

犯罪に加担する前に、勇気を持って
周りの**信頼できる大人**や、**近くの警察**に
相談してください。

「これは犯罪なの?」
と悩んでいたら ▶

警察相談
専用電話

#9110



特別法犯少年

法令別

特別法犯で検挙補導された少年は275人で、前年に比べ36人減少（-11.6%）しています。

区分 年別	総数	劇物 毒物及び 劇物取締法	覚醒剤 取締法	大麻 取締法	銃砲刀剣類 所持等 取締法	軽犯 罪法	青少年 健全 育成 条例	児童 買春・ 児童 ポルノ 禁止法	児童買春・児童ポルノ		その他
									児童 ポルノ	うち 児童	
令和2年	332	2	7	62	15	152	9	28	28	57	
令和3年	344	3	5	65	10	163	12	36	36	50	
令和4年	276	2	4	58	14	124	9	21	20	44	
令和5年	311		9	109	11	61	12	53	50	56	
令和6年	275	1	4	81	8	106	9	31	31	35	

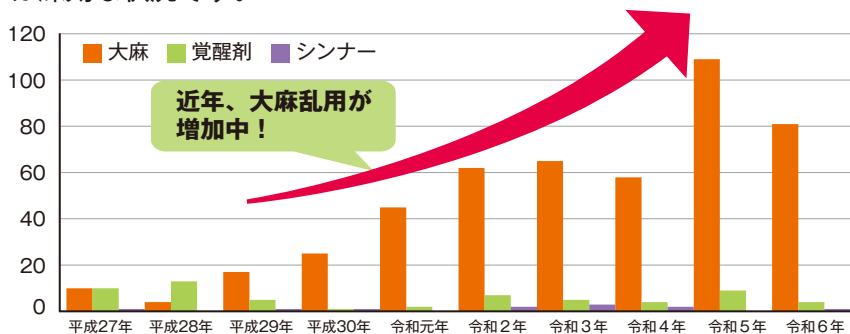
※ その他には、「迷惑防止条例」、「不正アクセス禁止法」、「麻薬等取締法」等が含まれます。

単位／人

少年の薬物乱用の推移

「薬物乱用」とは、決められたルールを守らないで、薬物を使うことです。違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

令和6年中の大麻乱用で検挙された少年は減少しましたが、大麻乱用の広がりは深刻な状況です。



区分	年別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大麻		10	4	17	25	45	62	65	58	109	81
覚醒剤		10	13	5	1	2	7	5	4	9	4
シンナー		1		1	1		2	3	2		1

単位／人

■大麻乱用少年

学職別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子		
総数	62	9	65	7	58	4	109	9	81	9
小学生										
中学生	1				2	1			1	
高校生	11	2	4	1	4		8	2	12	3
その他	7	1	8	1	4		13	1	5	
有職少年	31	1	40	2	40	1	69	1	51	3
無職少年	12	5	13	3	8	2	19	5	12	3

※ 学職別のその他は、大学生、専修学校生をいいます。

単位/人

県内の事例

～大麻を所持していた男子高校生を検挙～

警察官の姿を見て逃走した16歳の男子高校生を呼び止めて、所持品検査を行ったところ、着衣から大麻を発見し検挙した。

男子高校生は「自分で吸うために持っていた。」と話した。

大麻に関する法律が改正されました！

大麻は所持も使用も犯罪です。

令和6年12月12日に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が施行され、これまで法律により禁止されていた大麻等の「所持」や「譲渡」等に加え、新たに「施(使)用」についても禁止されました。

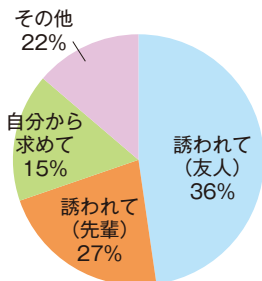


■大麻乱用の実態

県内で大麻により検挙された少年に対する実態調査の結果、友達や先輩から勧められて、興味本位やその場の雰囲気ですぐに大麻に手を出している実態が見られます。

また、検挙された少年は、大麻が違法であり、有害なものであるという認識があるにもかかわらず、大麻を乱用しています。

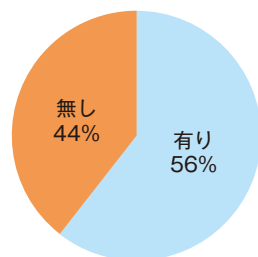
初めて大麻を使用した経緯



大麻を初めて使用した動機



大麻の有害性の認識

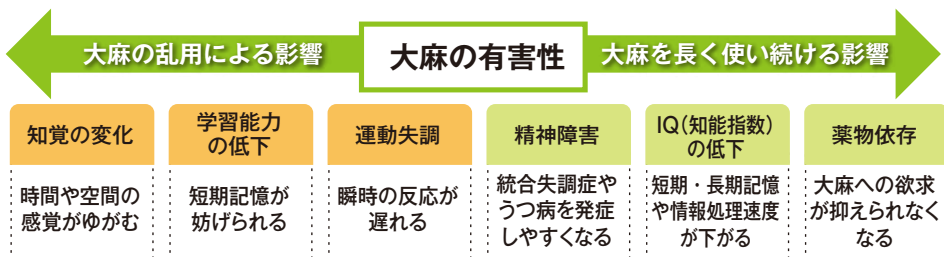


Q1.なぜ大麻乱用少年が増えているの？

- A** インターネットやSNSで「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」「海外では大麻は合法化されているから安全」等の**誤った情報が流れ**、警戒心を薄れさせていること、喫煙という形が抵抗感を少なくしていること等が考えられます。

Q2.なぜ大麻はいけなの？

- A** 大麻は、うつ病や記憶の障害を引き起こすなど、メンタルヘルスにも悪影響を与えます。
大麻の有害性は特に成長期にある少年の脳に対して影響が大きいことも判明しています。



薬物乱用防止対策

誘われたらどうする？

「はっきり、きっぱり」断る

少しでも迷っている様子を見せると、また誘われます。

誘われたときは、はっきりと断りましょう。

- ・「興味ないし、いらない。」
- ・「僕は(私は)やらない。」など



話題を変える、その場から離れる

「そういえば・・・」などと話題を変えて、相手の誘いをかわしたり、何か口実(トイレ、電話、用事など)を作って、その場から離れ(逃げ)ましょう。

- ・「そういえば、今日はこれから用事があるんだっただ。」など

少年の大麻乱用防止啓発動画



配信中!!



大麻乱用防止啓発動画
「本当に大切なこと」

少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）等

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪（福祉犯）で335件、児童が主たる被害者に係る不同意性交等、不同意わいせつで357件を検挙しています。

法令別

■検挙件数

区分 年別	総 数	青少年健全育成条例	児童買春・ 児童ポルノ禁止法	うち児童ポルノ	児童福祉法	20歳未満の者の喫煙の 禁止に関する法律	風俗営業適正化法	面会要求等	性的姿態撮影等処罰法 (被害者20歳未満)	その他	不同意わいせつ(児童が 主たる被害者に係るもの)	不同意性交等(児童が 主たる被害者に係るもの)
令和2年	362	130	162	123	7	33	4			26	48	171
令和3年	379	130	194	145	9	26	9			11	55	157
令和4年	365	111	211	141	6	18	8			11	52	158
令和5年	369	111	200	157	6	16	11		20	5	79	181
令和6年	335	54	122	109	4	13	8	7	127		122	235

単位/件

※ 令和5年7月に「刑法第182条(16歳未満の者に対する面会要求等)」、「性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までに規定する罪のうち、被害者が20歳未満の者」が新たに福祉犯として追加されました。

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制的性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制的性交等」は「不同意性交等」に、「強制わいせつ」は「不同意わいせつ」に変更されました。

■検挙人員

区分 年別	総 数	青少年健全育成条例	児童買春・ 児童ポルノ禁止法	うち児童ポルノ	児童福祉法	20歳未満の者の喫煙の 禁止に関する法律	風俗営業適正化法	面会要求等	性的姿態撮影等処罰法 (被害者20歳未満)	その他
令和2年	233	71	87	58	8	36	7			24
令和3年	245	72	110	68	7	28	13			15
令和4年	215	65	106	58	4	18	11			11
令和5年	228	60	114	80	8	18	9		15	4
令和6年	179	37	47	41	4	14	8	3	64	2

単位/人

福祉犯の被害少年

福祉犯の被害に遭った少年は249人で、性別を問わず児童ポルノや性的な画像の撮影などの性被害が71.1%を占めています。

学職別では、高校生が101人（40.6%）と最も多く、次いで中学生の87人（34.9%）の順になっています。

■法令別

法令別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	
被害少年数（人）	242	61	252	49	229	39	263	35	249	24
青少年健全育成条例	67	7	92	12	66	12	76	7	45	6
いん行	46	2	45	1	41	3	48	1	24	
その他	21	5	47	11	25	9	28	6	21	6
児童買春・児童ポルノ禁止法	102	4	104	5	116	6	123	12	59	4
児童買春	23		27		43		28		8	
児童ポルノ	79	4	77	5	73	6	95	12	51	4
児童福祉法	6		8		4		6		4	
いん行させる行為	6		5		4		6		3	
その他			3						1	
20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律	31	25	27	25	18	16	16	14	11	11
風俗営業適正化法	12	8	9		15	4	21		7	2
性的姿態撮影等処罰法（被害者20歳未満）							19	1	118	1
面会要求等									5	
その他	24	17	12	7	10	1	2	1		

単位／人

■学職別

学職別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	
総数	242	61	252	49	229	39	263	35	249	24
小学生以下	18	4	11	1	15	3	18	3	22	
中学生	66	9	65	8	79	8	93	10	87	12
高校生	111	25	124	20	93	16	118	13	101	8
その他	2	1					4		15	1
有職少年	24	17	20	11	19	11	21	8	14	2
無職少年	21	5	32	9	23	1	9	1	10	1

単位／人

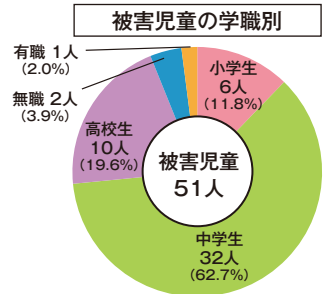
県内の事例 ～16歳少女に対する児童福祉法違反で30歳男を検挙～

暴力団と親交がある30歳男が、16歳の家出少女を自身が経営するメンズエステで働くよう唆し、指導と称して、少女にわいせつな行為をした児童福祉法違反（淫行させる行為）を検挙した。

児童ポルノ事犯の現状

児童ポルノは、児童を相手方とする性交や他人が児童の性器等を触っている姿等を撮影した画像記録であり、児童の人権を著しく侵害する行為です。

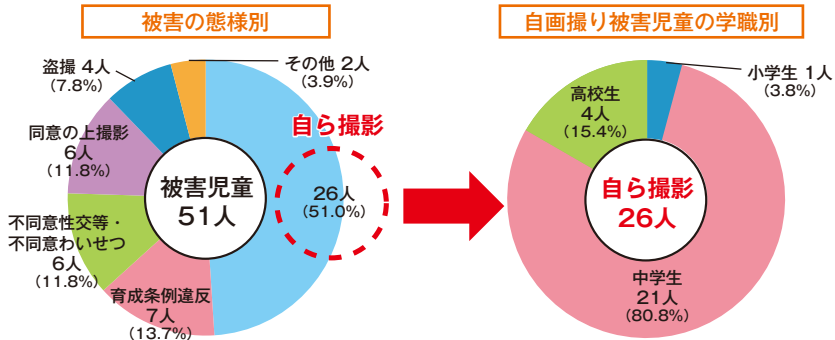
被害児童の学職別は、中学生が32人(62.7%)と最も多く、次いで高校生の10人(19.6%)の順になっています。



■自画撮り被害の状況

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、SNS等で送られる被害をいいます。

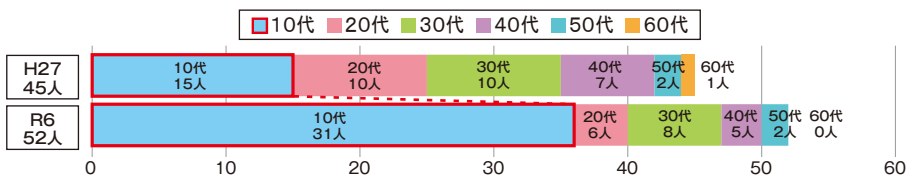
デジタル画像は、コピーが容易であり、ひとたび画像がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての画像を削除することは、事実上不可能になります。



■児童ポルノ事犯被疑者の低年齢化

令和6年の児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合は、10代が最多です。10代が全体に占める割合は、平成27年が33.3%でしたが、令和6年では59.6%となっています。

少年のスマートフォン保有率とSNS利用率の増加に伴い、10代でも、SNSで知り合った児童に裸の画像を送信させたり、友人間で興味本位で児童ポルノを提供・拡散したりして検挙されています。



※ 「10代」は、14歳から19歳をいいます。

性的な画像の撮影に関する被害の現状

人の性的な部位・下着を

- ・盗撮など、正当な理由なくひそかに撮影する行為
- ・「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、
「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為（不同意）
- ・16歳未満の子どもに対して、その子どもが同意しているかどうかにかかわらず撮影する行為

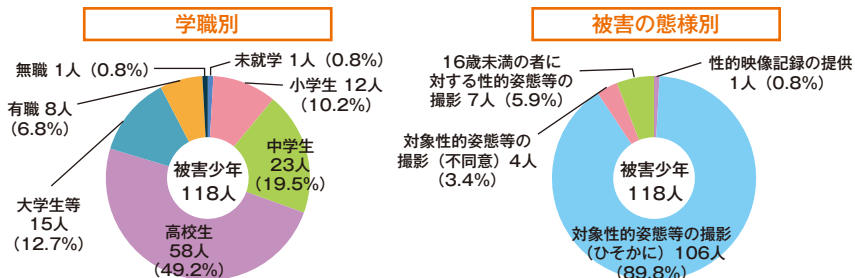


は「撮影罪」という犯罪です。

また、このようにして撮影した写真・動画を人に提供する行為は「提供罪」が成立します。

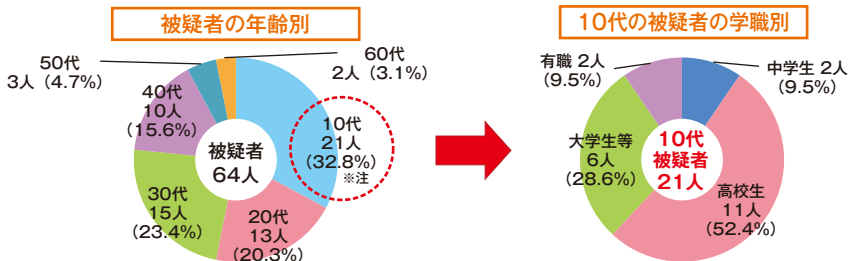
■20歳未満の被害者の状況

20歳未満の被害者の学職別は、高校生が最も多く、全体の49.2%を占めています。また、被害の態様別では、ひそかに撮影される被害がほとんどです。



■被疑者の状況

被疑者の年齢別では、10代が最多で、その中でも高校生が最も多く検挙されています。スマートフォンを利用して、興味本位で盗撮するケースが散見されます。



※注 被害者20歳未満に係る事件であることから、刑法犯少年のうち、性的姿態撮影等処罰法違反で検挙された少年（P.5記載）と数値が異なります。

※注 「10代」は、14歳から19歳をいいます。

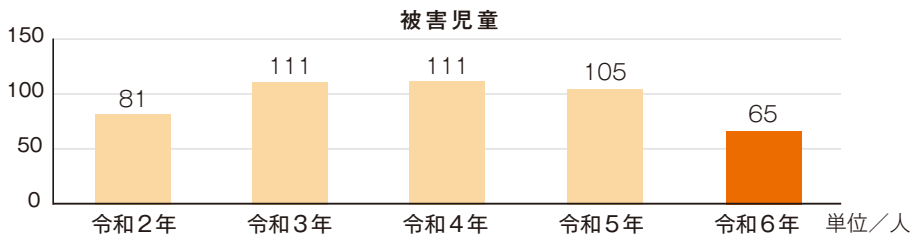
県内の事例

～着替えを盗撮し拡散させた男子高校生を検挙～

18歳の男子高校生が、学校内にスマートフォンを設置して女子高校生の着替えを盗撮し、撮影した画像を友人に送信して拡散させた事件を検挙した。

SNSに起因する事犯の被害児童の現状

令和6年中のSNSに起因する事犯の被害児童数は65人で、前年に比べ40人減少（-38.1%）していますが、小学生の被害も確認されています。



※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者との知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいいます。

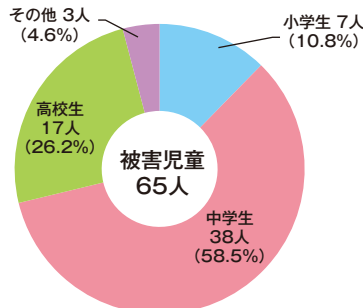
被害児童の罪種別

罪種	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童ポルノ	31	49	42	47	20
児童買春	20	20	36	21	7
青少年健全育成条例違反(いん行)	26	35	27	20	10
不同意性交等				7	12
不同意わいせつ					6
略取誘拐			1	5	4
殺人未遂			1		
児童福祉法		1			
その他	4	6	4	5	6
合計	81	111	111	105	65

※ その他(令和6年中)：性的姿態撮影等処罰法違反(性的姿態等の撮影)1人、(16歳未満の者に対する映像送信要求)2人、(16歳未満の者に対するわいせつ目的面会)1人、青少年健全育成条例違反(深夜外出)1人、青少年健全育成条例違反(その他)1人

単位／人

SNSに起因する事犯による被害児童の学職別



県内の事例

～女子高生になりすまして
裸の写真を送信させた男を検挙～

26歳の男が、女子高生になりすまし、SNSを通じて知り合った15歳少女に自撮りさせ、裸の画像を送信させた児童ポルノ法違反事件を検挙した。



インターネット利用に係る保護者が知っておきたいポイント

① 乳幼児・低学年児童のいるご家庭に

こどもの写真や動画の投稿はここに注意！

成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、わいせつ目的などに悪用されるケースもあります。

SNSでの投稿は、事前に複数人でチェックし、裸に近い写真は、SNSなどのネットには上げないようにしましょう。



② 小学校高学年・中高生のいるご家庭に

知らなかったではすまない！？

写真や動画の撮影・共有

迷惑動画の撮影、他人の性的な部位や下着を写真や動画で撮影することは、悪ふざけではすまされず、犯罪となることがあります。

また、性的な画像をSNSで共有・転送・拡散することも罪に問われることがあります。



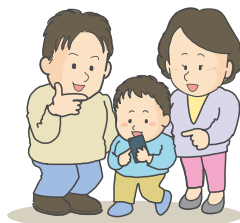
③ 小中高生のお子さまのいるご家庭に

SNSを快適に使うために・・・

便利なものだからこそ安全に。

スマホやPCなどに使い慣れてきた時こそ、攻撃的な投稿をしないように気を付けましょう。

気軽な投稿で他人を傷つけてしまう恐れがあること、投稿した言葉や写真は、「なかったこと」には出来ません。



④ 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に

自撮り被害にご注意を！

裸の自撮り画像を撮って送信するように要求してくる人を信用しないこと、違法な要求には応じないよう保護者から子どもに伝えましょう。

ご家庭でルールについて話し合う際に、困ったことがあったら保護者に相談すること、警察や相談窓口を利用することも確認しておきましょう。



こどもの成長に合わせたサポート!!

1 フィルタリングを設定しましょう！

こどもの発達の段階に合わせたフィルタリング等の安全設定をうまく活用して犯罪被害から子どもを守りましょう。

2 こどもと話し合ってルールを決めましょう！

スマートフォンを買い与えるタイミングや夏休みなど長期休みに入る機会を利用して

- ① 名前や顔写真、学校名などを書き込まない
- ② スマートフォンなどを使用する場所や時間を決める
- ③ パスワードは保護者が管理する

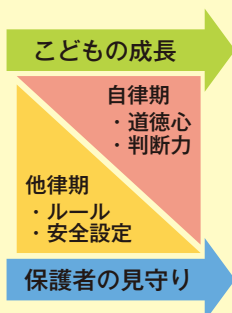
等のルールを決めましょう。

3 セルフコントロール力を育む

保護者が見守りながら、こどもの成長に合わせて、こども自身が自分の力で判断し、コントロールできる力を育みましょう。

4 警察に相談しましょう！

お子さんが裸の画像等を要求された場合、既に画像を送信してしまった場合も、被害拡大を防止するため、ためらわずに相談しましょう。



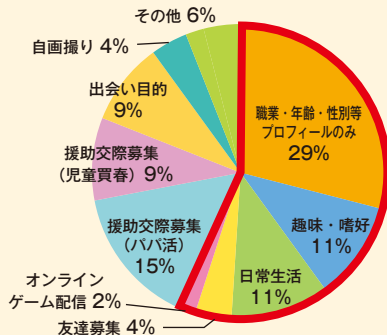
CHECK!

投稿内容にかかわらず、被害に遭う可能性があります！

SNSに起因する事犯の実態調査の結果、被疑者と被害児童が知り合った経緯は、被害児童のSNSへの投稿を見て被疑者の方から接触を図ったケースがほとんどです。

被害児童のSNSへの投稿内容は、「趣味・嗜好」、「職業・年齢・性別等プロフィールのみ」、「友達募集」等といった一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿が約半数となっています。

被害児童のSNSへの投稿内容(令和6年)



インターネット利用に係る被害から子どもを守るための取組

■サイバーパトロールによる注意喚起

福岡県警察では、児童買春を始めとするこどもの性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿しています。

※ 「サイバーパトロール」とは、援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを発見するため、SNSを検索することをいいます。

■生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発動画

実際に取り扱った実例を基に少年がインターネットの危険性や特性を学ぶことができる啓発動画を福岡県警ホームページで公開しています。



暴走族少年

令和6年中の暴走事案に関連する110番は、3,844件で前年に比べ1,171件増加しており、依然として暴走族は、小規模で突発的に暴走行為を行っています。

● 組織実態

()内は前年比

組織別	区分	グループ	総数	
			少年	
合計		0(-2)	246(-38)	38(-57)
組織暴走族		0(-2)	0(-10)	—
非組織暴走族		—	246(-28)	38(-57)
構成比(%)			100.0	15.4

少年については20歳未満で集計

単位/人

※学職別では、中学生2人、高校生12人、有職少年13人、無職・その他11人で、SNSを利用した暴走の呼びかけが増加しています。

● 地域ぐるみで暴走族を根絶しましょう！！

暴走族は、交通ルールを無視した走行や騒音運転を行うなど、迷惑を及ぼす集団であることから、すべての少年に対して、その危険性や迷惑性をしっかりと教え、暴走に参加させない、暴走行為を見に行かせないようにしましょう。

福岡県警察では、暴走行為をさせないため、改造車両を押収するなどの対策を進めていますので、改造車両を発見したときは、警察への連絡をお願いします。

暴走族のいない安全で安心な地域社会の実現のため、警察と地域社会が一体となった取組を進めていきましょう。



児童虐待

児童虐待とは・・・？

身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る
 - 戸外に閉め出す
 - タバコの火を押し付ける
 - 激しく揺さぶる
- (SBS 乳幼児揺さぶられ症候群)

性的虐待

- 児童ポルノの被写体にする
- 性的行為を強要、教唆する
- 性器や性交を見せる
- 性器を触る又は触らせる

怠慢又は拒否(ネグレクト)

- 乳幼児を置き去りにして長時間外出する
- 乳幼児を車の中に長時間放置する
- 適切な食事を与えない
- 児童が学校に登校する意思があっても登校させない

心理的虐待

- 暴力的な言動により児童を脅す
- 児童を無視したり拒絶的な態度を示す
- 「生まなければよかった」などと児童の心を傷つけるような言動を繰り返す
- 配偶者やその他家族等に対する暴力や暴言(面前 DV、児童が目撃するか否かを問わない)

令和6年中に、虐待を受けたと思われる児童として、警察が児童相談所へ通告した児童数は7,224人であり、依然として高水準で推移しています。警察では、関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図っています。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
内 訳	通告児童数(総数)	5,924	6,451	6,940	7,336	7,224
	身体的虐待	938	964	1,007	907	974
	性的虐待	20	17	8	19	15
	怠慢又は拒否(ネグレクト)	394	440	436	475	447
	心理的虐待	4,572	5,030	5,489	5,935	5,788
うち面前DV		3,995	4,459	4,987	5,309	5,112

単位/人

あなたの連絡(通告)が、こどもたちを救います。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル

いち はや く

 **189**

児童虐待
かも?



緊急の場合は
最寄りの警察署又は
110番!

- 24時間対応(匿名でOK)
- お近くの児童相談所に電話が繋がります

警察における主な取組

有害環境の浄化対策

近年の少年を取り巻く社会環境は、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、インターネット利用に起因する非行、福祉犯被害など極めて憂慮すべき状況にあります。

少年は心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすく、少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化は、少年の保護及び健全育成を図る上で、重要な課題となっています。

①スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

インターネット利用の低年齢化等の実態を踏まえ、学校や携帯電話会社と連携して、非行防止教室等で、インターネットの特性や危険性についての広報啓発を強化しています。

保護者に対しても、フィルタリング等の理解と利用促進を徹底する指導を行っています。

②児童の性に着目した形態の営業等からの影響の排除

女子高生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる「JKビジネス」営業など、児童の性に着目した形態の営業の実態把握に努め、これからの営業に対する取締りを行っています。

③インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

営業者に対し、深夜営業における少年の本人確認や有害情報の閲覧防止措置等、健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請を行うほか、立入調査や夜間の補導活動を継続的に実施しています。

④少年への有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等（酒・たばこ・有害玩具等）を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請を行っています。

⑤有害環境の浄化対策等を通じた暴力団等犯罪組織の影響の排除等

暴力団等が関与する福祉犯の取締りを徹底するとともに、少年に対する暴力団等の影響を排除するための広報啓発活動（暴力団排除教育）等を推進しています。



学校における暴力団排除教育の様子

スクールサポーター制度

スクールサポーターは各警察署に配置された警察官OBで、小学校・中学校・高等学校等を直接訪問して、学校と警察のパイプ役となり、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行っています。



① 児童生徒の非行防止及び立ち直り支援対策

- ◇ 学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換
- ◇ 非行少年及び不良行為少年への対応要領の指導等
- ◇ 児童生徒の非行防止及び立ち直り支援



② 非行防止学習等への支援

- ◇ 学校が開催する非行防止学習への支援
- ◇ 不審者対応訓練・防犯講話



③ 児童生徒の安全確保対策の指導・助言等

- ◇ 学校の施設・設備に関する助言
- ◇ 不審者への対応要領の指導・助言
- ◇ 学校周辺の安全点検
- ◇ 児童虐待事案に関する指導・助言



④ 児童生徒の安全情報等の把握と提供

- ◇ 学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供
- ◇ 非行等問題行動に関する情報の把握及び学校への情報提供
- ◇ 児童虐待事案に関する情報の把握及び学校への情報提供



⑤ いじめ問題への対応

- ◇ いじめ事案に係る情報の早期把握及び学校への情報提供
- ◇ いじめ事案に係る教職員、児童生徒及び保護者等への指導・助言
- ◇ いじめ防止を主眼とした非行防止学習への支援



少年サポートセンターを中心とした活動

少年サポートセンターは、県内5か所に設置され、少年育成指導官が中心となり、関係機関やボランティア団体などと連携して、少年相談、少年の立ち直り支援、広報啓発、街頭補導など幅広い活動を行っています。

「少年育成指導官」とは

少年の特性及び少年や保護者等への適切な対応に関する専門的な知識・技能を有する少年補導職員(警察行政職員)をいいます。

少年相談活動

少年や保護者などから、電話や面接により、少年非行などの問題に関する相談を受け、問題解決に向けて助言、指導を行っています。



街頭補導

街頭での深夜はいかい、飲酒、喫煙、怠学などの不良行為に対して声かけ指導を行っています。



立ち直り支援活動

非行に走った少年や非行に傾きかけた少年、犯罪の被害にあった少年に対して、関係機関や少年警察ボランティアなどと連携して、立ち直り支援を行っています。



少年と一緒に菓子作りをしています。

◇思春期サポート講演

思春期の少年を非行に走らせないため、保護者に少年非行の現状やこどもとの接し方などを伝えます。

また、SNSなどのインターネット利用に起因する犯罪被害にあわないために、その危険性や予防対策について講演しています。

◇チャイルドケア講演

こどもを非行に走らせないためには、乳幼児期でのしつけや親子のつながり、日々の乳幼児への接し方が大切であることを保護者や保育士等に再確認していただくための講演です。

◇非行防止教室

学校等において、万引きなどの具体的な事例を題材として直接児童生徒に語り掛け、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図っています。

◇薬物乱用防止教室

薬物の危険性や有害性について正しい知識を身につけてもらうために、学校や地域などで薬物乱用防止教室や研修会を開催しています。



保護者を対象とした
チャイルドケア講演の様子



中学生を対象とした
薬物乱用防止教室の様子

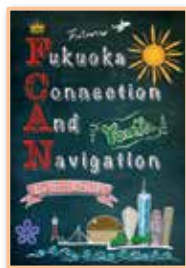
■少年の大麻再乱用防止対策

エフ キャン (F-CAN)

少年の大麻再乱用防止に向けた回復プログラムを少年サポートセンターにおいて実施しています。

困ったときは、
一人で悩まずに
少年サポートセンターに
ご相談ください。

※ 各少年サポートセンターの所在地等は、裏表紙に記載しています。



少年専用のワークブック



少年警察ボランティアの活動

少年警察ボランティアとは、警察署長から委嘱を受けた少年補導員、福岡県公安委員会から委嘱を受けた少年指導委員のことで、少年の非行防止・健全育成のための活動を行うボランティアです。

警察、学校、県、市町村などと連携し、街頭補導活動、有害環境の浄化活動、児童生徒の安全を守る活動等を行っています。

■街頭補導活動

各地区の情勢に応じて、街頭補導活動を実施し、喫煙や深夜はいかいなどの不良行為を行っている少年に対し、必要な注意や助言を行い、少年の非行防止を図っています。



祭りでの街頭補導活動

■有害環境の浄化活動

少年指導委員による風俗営業店等への立入りや少年補導員による図書类等自動販売機の調査などを実施し、少年を取り巻く有害環境の浄化活動を行っています。



図書类等自動販売機の調査

■児童生徒の安全を守る活動

学校周辺や通学路等において、児童生徒の安全確保に向けた見守り活動を行っています。



学校の見守り活動

少年健全育成ボランティア大会

少年警察ボランティアに対する表彰や、パネリストによる基調講演など、少年警察ボランティアの知識、技能の向上及び県民の少年健全育成に対する意識の高揚を図ることを目的として開催しています。



功労者表彰



開会式



基調講演

少年柔道・剣道研修

柔道・剣道の訓練や、交流・交歓活動などを通じて「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志」を持った、たくましい少年達の育成を図っています。



少年警察学生サポーターによる活動

対象少年と年齢の近い大学生ボランティアが、警察職員や少年補導員と協働で、立ち直り支援活動等を通じて、少年の健全育成を行っています。



少年事件手続きの流れ(概要)

事件発生

警察

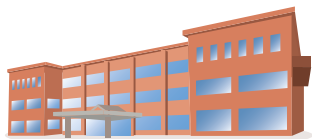
非行のある少年が判明したら、取調べ(逮捕する場合もあります。)や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

特定少年(18・19歳の犯罪を犯した少年)は、検察庁に全事件を送ります。

14～17歳の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14～17歳の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。



警察署



検察庁

検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判(大人の事件でいう裁判)を開始するかどうかを決定します。

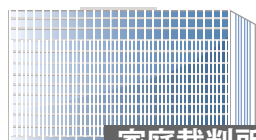
保護処分(刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分)が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要ないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

=審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

=逆送事件



家庭裁判所

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります。
(2週間～最大8週間)

＝観護の措置

審判



検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

保護処分

● 少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

① 第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。

① 第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。

① 第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがないおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

さらに、各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

● 児童自立支援施設・児童養護施設送致(特定少年を除く)

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

● 保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導・援助する保護観察の処分にします。

刑事処分

● 死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期徒刑を科します。

● 無期懲役・禁錮

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期徒刑をもって処断すべき時は、無期徒刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

● 有期懲役・禁錮

有期徒刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します(特定少年を除く)。この場合、短期は10年、長期は15年を越えることはできません。

● 罰金刑

居住地別

(令和6年中)

居住地別	罪種別	総 数	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯				知 能 犯	風 俗 犯	占 有 離 脱 物 横 領	そ の 他		
			殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	万 引 き	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗					ひ つ た く り	そ の 他
合 計		1,485	3	19	3	15		113	124	10	18	371	45	232	3	131	22	60	157	159
福岡地区		638	1	9	3	9		42	43	3	8	147	24	110	2	60	4	38	84	51
福岡市		360		5	1	4		29	26	1	5	74	12	69		28	3	16	52	35
東区		96						10	8	1	4	14	3	13		8	3	4	22	6
博多区		44		1		2		4	4			7		9		3		3	7	4
中央区		27						2	2		1	3		4		8		2	3	2
南区		59		3				4	3			15	2	15		3		5	6	3
西区		55						2	3			16	4	17		4			4	5
城南区		39						5				15	2	4		1		1	8	3
早良区		40		1	1	2		2	6			4	1	7		1		1	2	12
筑紫野市		37		1		2		2				11		6		5		6	1	3
春日市		33			2	1			1			8	2	6		4		2	4	3
大野城市		21	1					1	1			3	1	5		3		2	3	1
宗像市		14						2	2	1		5				3		1		
太宰府市		20						2	2			3	1	3		3		2	3	1
糸島市		33						2	2		1	12	1	5	2	2		2	4	
古賀市		17						1	3			7	3	1		2				
福津市		13						1		1	1	4				2		2	1	1
朝倉市		10										2	1	2		2		1	1	1
那珂川市		15		1								3		4		2			5	
宇美町		11									1			3		2		1	1	3
篠栗町		8		1		1			1			1		1				1	1	1
志免町		14							2			2	1	4				1	4	
須恵町		12							1			4	1	1		2	1		2	
新宮町		8						2	1			4							1	
久山町																				
粕屋町		10		1		1			1			3						1	1	2
筑前町		2										1	1							
東峰村																				
北九州地区		425		7		2		41	45	4	5	128	2	57		41	4	10	35	44
北九州市		329		6		2		31	38	4	5	87	2	44		33	4	8	27	38
門司区		31						3	5			11		2		4			1	5
若松区		20						1	4			5		2		3			2	3
戸畑区		12						2			1	4		4						1
小倉北区		70						3	8	3	3	10		8		8	3	2	11	11
小倉南区		102		4		2		10	12	1	1	27	1	19		5	1	2	12	5
八幡東区		16						2	1			4		2		3				4
八幡西区		78		2				10	8			26	1	7		10		4	1	9
行橋市		38		1				5	1			17		7				1	5	1
豊前市		2										2								
中間市		7							3							1		1	2	
芦屋町		2										1				1				
水巻町		5							1			2								2
岡垣町		3							1			2								
遠賀町		2										1								1
苅田町		23						4	1			11		4		1			1	1
みや乙町		4										1				3				
吉富町		1												1						
上毛町																				
築上町		9						1				4		1		2				1

単位/人

居住地別

（令和6年中）

居住地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗				
筑豊地区	156				1	20	18	2		26	7	30	1	8	6	15	22
直方市	28					3	3			3		7		3	1	4	4
飯塚市	37					6	3	1		8		8		1	2	5	3
田川市	22				1	4	3	1		2	3	2		4		1	1
宮若市	5							1		1		1					2
嘉麻市	12									5		1			1	2	3
小竹町																	
鞍手町	1					1											
桂川町	2											1					1
香春町	8					3	1										4
添田町	3					1	1									1	
糸田町	13									3	3	1	1		1	1	3
川崎町	4					1						3					
大任町	2									1					1		
赤村	2							2									
福智町	17					1	4			3	1	6				1	1
筑後地区	193				2	7	13		3	54	11	30		14	4	18	37
大牟田市	30					2	5			3		2				5	13
久留米市	82				1	3	4			20	10	21		8	1	9	5
柳川市	8									2		1			1	2	2
八女市	14				1					12				1			
筑後市	12							2		8		1					1
大川市	8						1			1		1					5
小郡市	10					1			3	2	1	2			1		
うきは市	13					1				1		2		1			8
みやま市	6							1		1				1			3
大刀洗町	2									1					1		
大木町	5									2				2		1	
広川町	3									1				1		1	
（県外等）	73	2	3		1	3	5	1	2	16	1	5		8	14	2	5

単位／人

非行地別

(令和6年中)

居住地別	非種別 総数	凶 悪 犯					粗 暴 犯				窃 盗 犯				知能犯	風俗犯	占有 離脱物 横領	そ の 他	
		殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	万 引 き	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	ひ つ た く り					そ の 他
合 計	1,485	3	19	3	15		113	124	10	18	371	45	232	3	131	22	60	157	159
福 岡 地 区	657	3	11	3	8		40	42	3	8	156	24	111	2	63	9	37	86	51
福 岡 市	398	2	10	1	4		28	28	1	6	93	12	67	1	32	5	19	53	36
東 区	81						8	8	1	4	12	3	9		5	1	4	23	3
博 多 区	54	2	6		2		3	4			3	2	11		7		4	5	5
中 央 区	80		4				6	4		1	30		7	1	9	3	5	7	3
南 区	53						6	4			11		13		5		4	6	4
西 区	64						2	3		1	19	7	17		3	1		6	5
城 南 区	39						2	1			12		5		2		1	4	12
早 良 区	27			1	2		2	1	4		6		5		1		1	2	4
筑 紫 野 市	37				1		2				11		7		4	1	7	1	3
春 日 市	25			2	1						4		5		5	1		4	3
大 野 城 市	21	1	1					1		1	1	1	5		4		1	5	1
宗 像 市	13						2		1		6				3		1		
太 宰 府 市	19							4			3		3		1	1	3	3	1
糸 島 市	25						2	2			7		6	1	2		1	4	
古 賀 市	13							2			4	3	2		2				
福 津 市	18						2		1	1	7		2		2		2		1
朝 倉 市	4							1					1		1			1	
那 珂 川 市	15										6		4		1			4	
宇 美 町	15						2			1	2	1	2		1			3	3
篠 栗 町	5				1			1			1		1					1	
志 免 町	11							1		1	1	1	4				1	2	1
須 恵 町	12							1			3	4			3	1			
新 宮 町	7						2	1			2						1	1	
久 山 町	2														2				
柏 屋 町	15			1							5		2				1	4	2
筑 前 町	2											2							
東 峰 村																			
北 九 州 地 区	445		8		2		41	52	4	6	131	2	55		46	4	13	36	45
北 九 州 市	353		8		2		28	44	4	6	98	2	41		35	4	12	27	42
門 司 区	19						3	3			7		1		1			1	3
若 松 区	16						1	1			7		2					2	1
戸 畑 区	20						2	3		1	5		5					3	1
小 倉 北 区	115		6		1		5	16	4	1	28		10		16	2	4	8	14
小 倉 南 区	80				1		8	9		1	19	1	16		3		6	12	4
八 幡 東 区	21						2	2		3	5				4	2			3
八 幡 西 区	82		2				7	10			27	1	7		9		2	1	16
行 橋 市	47						7	2			21		7		4			5	1
豊 前 市	2										2								
中 間 市	10						1	5							1			3	
芦 屋 町	1														1				
水 巻 町																			
岡 垣 町	1										1								
遠 賀 町	1																		1
苅 田 町	18						2	1			9		5		1				
み や 乙 町	3														2			1	
吉 富 町	1						1												
上 毛 町																			
築 上 町	8						2						2		2		1		1

単位/人

非行地別

（令和6年中）

罪種別 居住地別	総 数	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯				知 能 犯	風 俗 犯	占 有 離 脱 物 横 領	そ の 他	
		殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	万 引 き	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗					ひ つ た く り
筑豊地区	151				1	22	15	2		24	6	31	1	7		3	16	23
直方市	30					6	2			3		7	1	2		1	4	4
飯塚市	53					6	8	1		10		13		2		2	6	5
田川市	31					8	3	1		5	2	4		3			2	3
宮若市	4									1								3
嘉麻市	10									5							2	3
小竹町																		
鞍手町	2					1	1											
桂川町																		
香春町	4																	4
添田町	1																1	
糸田町	4				1						3							
川崎町	3					1						2						
大任町																		
赤村	1							1										
福智町	8										1	5					1	1
筑後地区	218				3	9	14		4	60	13	34		15	3	5	19	39
大牟田市	40					3	5			6		5		1			7	13
久留米市	92				1	3	4			26	10	20		11	3	1	10	3
柳川市	10									1	2	3				1	1	2
八女市	20				1					19								
筑後市	11				1	1	2			5		1						1
大川市	11						1			1		1		2				6
小郡市	12						1			3	1	3				3		
うきは市	13						1					1						11
みやま市	4							1										3
大刀洗町	1									1								
大木町	1									1								
広川町	3							1						1			1	
（県外等）	14				1	1	1	1				1			6	2		1

単位／人



福岡少年サポートセンター

【所在地】福岡市中央区地行浜2-1-28
「えがお館」5階(福岡市児相)

ナヤミゼロ
092-841-7830

【担当地域】

中央署、博多署、東署、南署、早良署、城南署、西署、博多臨港署及び福岡空港署の管轄区域



北九州少年サポートセンター

【所在地】北九州市戸畑区汐井町1-6
「ウェルとばた」5階(北九州市児相)

ナヤミゼロ
093-881-7830

【担当地域】

小倉北署、小倉南署、八幡東署、八幡西署、折尾署、若松署、戸畑署及び門司署の管轄区域



中央少年サポートセンター

【所在地】春日市原町3-1-7
「福岡児童相談所」3階

ナヤミゼロ
092-588-7830

【担当地域】

粕屋署、春日署、筑紫野署、糸島署及び宗像署の管轄区域



久留米少年サポートセンター

【所在地】久留米市津福本町281-1
「久留米児童相談所」1階

ナヤムナ
0942-30-7867

【担当地域】

朝倉署、久留米署、小郡署、うきは署、筑後署、八女署、柳川署及び大牟田署の管轄区域

飯塚少年サポートセンター

【所在地】飯塚市飯塚14-67
「イヅカコミュニティーセンター」2階

ミナコイ
0948-21-3751

【担当地域】

飯塚署、嘉麻署、直方署、田川署、行橋署及び豊前署の管轄区域

※ 改修工事のため令和7年度中は、飯塚市鶴三緒1518-1「筑豊自動車運転免許試験場1階」に移転します。
電話番号は変更しません。

編集発行／令和7年
福岡県警察本部 生活安全部少年課

福岡市博多区東公園7番7号 TEL (092) 641-4141 (内線 3073・3074)